

本部長指示

- 本日、「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」のほか、「一般事務（福祉コース）育成方針」と「保健師人材育成ガイドライン」の内容について報告を受け、議論を行った。
- ビジョンや、個別の育成方針の策定にあたっては、この間、庁内の職員だけでなく外部の専門家も交え、それぞれの分野からの意見を取り入れながら、多角的な検討を進めてきたことで、様々な重要な観点が盛り込まれた内容になっているものと認識している。
- このビジョンは、児童虐待防止に従事する幅広い職員の育成体系の共通の基盤となるものであることから、まずはこのビジョンを今年度中に完成させ、策定したビジョンの理念を、関係するすべての職員に浸透・定着させていくための取組を進めていくよう指示する。
- また、ビジョンの実効性をどう高めていくのかが重要であり、各部局において職種・職域ごとの人材育成方針の策定や研修の実施、日々の業務における取組など、それぞれの職場に必要な専門性を高めていくための人材育成の取組を進めていくよう指示する。
- 児童虐待防止の支援にあたっては、市職員だけでなく、民間や地域の方々など外部の関係者とも協働しながら、支援を必要とする人たちを早期に発見し、必要な支援をしっかりと届けていくよう、引き続き取り組んでいくことが必要である。
- 高い専門性を持った人材の育成は簡単ではなく、一朝一夕にできるものではないが、今後も全庁一体となって人材育成をはじめとした児童虐待防止に関する取組をさらに進めてほしい。